

許可番号第05810025947号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横須賀市安浦町一丁目6番地

氏 名 株式会社東産業

代表取締役 大井 章一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 の 年 月 日 令和 5年 2月 1日

許可の有効年月日 令和10年 1月31日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

（1）事業の区分

積替え又は保管を含む

（2）産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上12品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
(別紙のとおり)

3. 許可の条件

- (1) 廃棄物の搬出入については、周辺の生活環境に支障を生じさせないように実施すること。
- (2) その他、事業計画に記載のとおり行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 2月 1日 許可の更新

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 • 無

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地

所 在 地 横須賀市内川二丁目4番40号

面 積 1077.0 m² (保管面積 5.81 m²)

産業廃棄物の種類 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
(これらのうち、蛍光灯、蛍光灯式電球、及び電池であつて水銀使用製品産業廃棄物であるものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

保 管 上 限 3.0 m³

積み上げ高さ 一

